


福岡県環境部環境保全課長

【電気工事】福岡県県有施設への太陽光発電設備導入事業(第2エリア)に関する質問回答書について

NO	質 疑	回 答
1	<p>特定建設工事共同企業体協定書について、申請時に企業体を結成して協定書を提出いたしますが、請負代金額内訳(設計分と施行分)が確定する応札時までには出資比率を変更してよろしいでしょうか。</p>	<p>様式第4号 特定建設工事共同企業体協定書 構成員の出資割合について 予定価格、調査基準価格及び基準価格の事前公表は、令和6年6月4日(火)からとなっており、入札参加申込受付の期限日(令和6年5月21日(火))時点では、公表されていない。 それにより、施行事業者と設計事業者の詳細な出資割合が算定できない可能性を鑑みて、予定価格、調査基準価格及び基準価格の事前公表後に協定書の出資割合については修正を認めます。 なお、特定建設工事共同体(JV)の加算点は、<u>施工業務に係る各構成員の加算点に出資割合を乗じて得た数値の合計点(小数点以下第2位を四捨五入)</u>としているため、<u>施工業務を担う構成員2社を含むJVの場合、施工業務を担う構成員2社間の出資比率の変更は認めない。</u></p> <p>【例】 ○施工業務を担う構成員が1社の場合 応札時までに出資割合の変更可能。</p>  <p>○施工業務を担う構成員が2社の場合 施工業者の出資割合は減少しているが、施工業者間の出資比率は変わりないため変更可能。</p> 